

一般貸切旅客自動車運送事業者が公表すべき事項について

京都バス株式会社

国土交通省告示「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等」に基づき、弊社の一般貸切旅客自動車運送事業に関する情報を下記のとおり公表します。(2026年3月31日現在)

なお、下記以外の事項につきましては、弊社「運輸安全マネジメントに関する取組みについて」にて公表しております。

記

【高野営業所】

1. 運転者に係る情報

雇用形態別(人)	正規雇用	正規雇用以外		合計
	12	2		14
社会保険等加入者 (人)	健康保険	厚生年金保険	労災保険	雇用保険
	14	14	14	14
平均勤続年数(年)	14			

2. 運行管理者及び整備管理者に係る情報

	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
運行管理者及び整備管理者の人数(人)	8	2	1	10
うち他業務(運転者等)の兼任者数(人)	1	0	0	0

3. 事業用自動車に係る情報

	車両数 (台)	年式(年)		平均 車齢	搭載車両導入台数(台)			主な運行の態様
		最古	最新		ドライブ レコーダー	デジタル式 運行記録計	ASV	
大型	1	2007	2007	19	1	1	0	学校・企業等送迎
中型	1	2008	2008	18	1	1	0	学校・企業等送迎
小型	3	1996	2004	24	3	3	0	学校・企業等送迎
任意保険		対人保険		無制限	対物保険		無制限	

【嵐山営業所】

1. 運転者に係る情報

雇用形態別(人)	正規雇用	正規雇用以外		合計
	8	1		9
社会保険等加入者 (人)	健康保険	厚生年金保険	労災保険	雇用保険
	9	9	9	9
平均勤続年数(年)	21			

2. 運行管理者及び整備管理者に係る情報

	運行管理者	運行管理補助者	整備管理者	整備管理補助者
運行管理者及び整備管理者の人数(人)	5	3	1	9
うち他業務(運転者等)の兼任者数(人)	0	0	0	0

3. 事業用自動車に係る情報

	車両数 (台)	年式(年)		平均 車齢	搭載車両導入台数(台)			主な運行の態様
		最古	最新		ドライブ レコーダー	デジタル式 運行記録計	ASV	
大型	4	2004	2016	17	4	4	0	学校・企業等送迎
中型	5	2002	2020	12	5	5	0	学校・企業等送迎
小型	3	1996	2025	10	3	3	2	学校・企業等送迎
任意保険		対人保険	無制限		対物保険	無制限		

初任者運転士に対して行う安全運転の実技指導

京都バス株式会社

(1) 実施時期

貸切選任運転士制度の選考基準に基づき選任されたのち、実車運行を行うまでに「貸切事業選任運転士初任教習」を5日間実施する。

※基本的には乗合輸送から乗務し、一定の経験を積んだのちに貸切輸送の兼務となる。

(2) 使用車種

大型車両を基本とする実際に運転する同一車種区分の車両(MT/AMT/AT)。

(3) 教育担当者

運輸部 安全推進課	1名	貸切乗務歴 25年 / 指導歴 9年
研修担当指導運転士	1名	貸切乗務歴 19年 / 指導歴 3年
研修担当指導運転士	1名	貸切乗務歴 20年 / 指導歴 3年
研修担当指導運転士	1名	貸切乗務歴 21年 / 指導歴 3年

(4) 指導の具体的内容

貸切業務全般に関して、安全に運行するための基本的な心構え、並びに法令で定められている特別な指導内容など、10時間以上の座学教習を実施。

- ・ 貸切選任運転士制度について
- ・ 貸切選任運転士としての心構え

① 安全な運行を確保するために遵守すべき基本的事項

- ・ 運行指示書の順守
- ・ 貸切バス手配書等の解説
- ・ 貸切業務に関する乗務報告書等の記載方法
- ・ 貸切契約輸送について
- ・ 道路運送法、その他の法令に基づき遵守すべき事項
- ・ 交通ルールと安全運転の義務

② バス車両の構造上の特性と日常点検の方法

- ・ 基本的な構造および装置などの概要
- ・ 日常点検の方法および途中点検の必要性

③ 運行の安全および旅客の安全を確保するために留意すべき事項

- ・ シートベルトの着用の徹底
- ・ 乗客が乗降するときの安全確保

④ 危険の予測および回避

- ・ 危険予測運転の必要性と危険回避するための運転方法
- ・ 制動装置の急な操作の方法について

⑤ 安全性向上を図るための装置を備えた車両での運転方法

- ・ 装置機能への過信や誤った使用方法などについて
- ・ 安全性の向上のための適切な運転方法について

⑥ ドライブレコーダーの映像を利用した運転特性の把握と是正

⑦ その他

- ・ 妨害運転(あおり運転等)に該当する行為等について
- ・ 交通事故に関わる生理的・心理的要因と対処など
- ・ 健康管理の重要性と事故への影響など
- ・ 貸切事業選任運転士実践マニュアルに基づく指導

(5) 実技教習について

実際に運転する同一車種区分の車両を使用し、「安全運転操作」「運転技術」「各施設等への運行経路、進入方法の確認」など、研修担当指導員が添乗してマンツーマンによる実技指導を法令に基づき、20時間以上実施する。

<実技教習実施ルート>

- ① 第1日目 <山間狭隘道路を中心とした運転教習>
市内主要幹線道路～大原街道～途中トンネル～国道367号～花折・坂下トンネル～
～朽木学校前～折り返し～大原街道～国際会館駅前～市内主要幹線道路
- ② 第2日目 <市街地道路で運行する可能性のある経路における運転教習>
嵐山・清滝・阪急嵐山バスターミナル～市内主要幹線道路～洛西ニュータウン～
～国道9号～国道1号～国道24号～宇治方面～山城総合運動公園～城陽市～
～大久保バイパス～第2京阪国道～市内主要幹線道路
- ③ 第3日目 <貸切契約輸送における運行経路等の教習>
京都市内における各施設等への運行経路および進入等のルート
有栖川～京都産業大学～ノートルダム女学院～千本通り～丸太町通り～有栖川
- ④ 第4日目 <貸切契約輸送における運行経路等の教習>
高野車庫～川端通り～ノートルダム女学院～四条京阪～高野車庫～北大路通り～
～加茂街道～上賀茂神社～京都産業大学～岩倉下在地～宝ヶ池～北山通り～
～西大路通り～四条通り～葛野大路通り～三条通り
- ⑤ その他
冬季における気象急変時の対応教育
・座学教習において、雪路走行時の注意事項、留意点の教育
・冬季期間前の12月までに、車庫内にてタイヤチェーン装着研修(実技指導)の実施。

(6) 2025年度対象者

2025年5月12日 ～ 5月23日 対象者1名(初任運転者の特別指導)